

2021年
冬
(通巻84号)

2021年1月発行

ちばケアマネ通信

URL <https://www.chiba-cmc.com/>

発行人／林 房吉
発行所／特定非営利活動法人
千葉県介護支援専門員協議会
〒260-0026
千葉市中央区千葉港4-3
千葉県社会福祉センター 3階
TEL 043-204-3631
FAX 043-204-3632

新年のごあいさつ

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一昨年の台風被害と昨年から続くコロナウイルスの猛威を受け、各地域での介護支援専門員の皆様のご苦労は計り知れないものとなっています。一連の報道の中で、それぞれ繰り返し流された「これまで経験したことの無い〇〇・・・」といった未知な出来事に私たちは襲われ、現在のコロナ禍でのパンデミックは一人ひとりの日常生活の過ごし方まで変えていくよう「行動」や「価値観」の変容も促されています。高齢者の生活と人生を支える介護支援専門員の役割を果たしたくとも、直接会うことも難しく、ケアマネジメントにおいてもこの方法でいいのだと確証が持てず、時間だけが過ぎ今も困難な状況が続いています。

このような状況の中でも当会としては、会員の皆様の支援するため遠方の会場とのリモートでの独自研修を実施し、停止中だった法定研修も再開して多くの介護支援専門員の声に応えています。このような時代の変化は、介護保険制度での介護支援専門員が誕生すると同時に、それぞれが敬遠していたパソコンを活用し始め、今では当たり前となっているPCが業務のツールとなっています。そのように先駆的な対人援助の専門職として、今度は更に進化していく機会として捉え、介護支援専門員がWEBを活用して資格更新や研修受講または利用者とのモニタリングや各職種との連携などに繋がっていく制度や時代の転換期が来ていると考えてみてはどうでしょうか。その変革の時だからこそ真価を発揮し未来の介護支援専門員像をしっかりと描きながら、社団法人化を果たす一年として発展できるよう、足元を固めて専門職の団体として歩んでいきたいと思っています。

理事長 林 房吉



ZOOMによる理事会の様子

新役員紹介

明けましておめでとうございます。千葉県医師会の推薦を持ちまして理事を拝命いたしました和田浩明です。

医師会では地域包括ケア・介護保険を担当しております。

地域包括ケア推進には医療と介護（多職種）の連携が重要で、私ども医師会は医療を提供する立場ですが、在宅療養を継続するには地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」にもありますように専門職が提供する「医療」「介護」「予防」を有機的に連携し、一体的に提供するようにケアマネジメントする事が介護支援専門員に求められておりキーマンと考えます。

皆様としっかり連携しお役に立てますよう頑張りますのでご指導、ご鞭撻の程何卒宜しくお願いいたします。

(上段 右から1番目) 和田 浩明

国と千葉県の動き

事務局長 船津 良

2020年は皆様にとってどんな年でしたでしょうか？私が原稿を書いている現在は、2020年の12月末です。

新型コロナウイルス感染症という未曾有の災害は、12月現在、第2波を遙かに上回る第3波が日本中を襲っています。感染者数はどんどん増え、少しずつ見えてきた対策で日常を過ごしていた中、今度は「変異種」という聞き慣れない言葉に再び出口が見えないトンネルに入りそうです。

コロナ禍で示された「令和3年度報酬改定に関する審議報告の概要（社会保障審議会資料）」

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」が最初の柱として示されました。続いて「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止の取組の推進」「介護人材の確保・介護現場の革新」「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る、という5つの柱が示されました。介護支援専門員業務に関わる改定も多く含まれていますので是非ご確認ください。

厚労省から示された「業務継続ガイドライン」

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供、仮に一時中断した場合であって

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築
○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
・感染症対策の強化
・業務継続に向けた取組の強化
・災害への地域と連携した対応の強化
・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

- 認知症への対応力向上に向けた取組の推進
・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充
・無資格者への認知症基礎研修受講義務づけ
- 看取りへの対応の充実
・在宅での看取り推進
・施設等における評価の充実
・看取りの医療ニーズへの対応強化
- 医療と介護の連携の推進
・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進
- 在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能、対応強化
・訪問看護や訪問入浴の充実
・緊急時の宿泊対応の充実
・個室ユニットの定員上限の明確化
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
・事業の効率化による過渡期の緩和・医療機関との情報連携強化
・介護予防支援の充実
- 地域の特性に応じたサービスの確保
・過疎地域等への対応（地方分権促進）

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

- 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールを柔軟化による取得促進
・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
- サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
・人員配置基準における自立支援への配慮
・ヘルプメント対応の強化
- テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
・会議や多職種連携におけるICTの活用
・特設の評価の導入の業務等の緩和
・3ユニットの認知症GHの夜間職員体制の緩和
- 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進
・署名・押印の見直し
・電磁的記録による保存等
・運営規程の提示の柔軟化

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
・計画作成や多職種間連携でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
- リハビリテーションマネジメントの強化
・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
- 介護保険施設や通所介護等における口腔衛生管理や栄養マネジメントの強化
- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ADL維持等加算の拡充
- 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進
・施設での日常生活支援の評価
・褥瘡リスク管理、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

- 評価の適正化・重点化
・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し
・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
・長期利用の介護予防リハの評価の見直し
・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し
・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）の廃止
・生活保護の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- 報酬体系の簡素化
・月額報酬制（療養通所介護）
・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

6. その他の事項

- ・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ・高齢者虐待防止の推進
・基準費用額（食費）の見直し

1

厚生労働省 HP から

「社会保障審議会（介護給付費分科会）2020年12月23日資料」

も早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要となります。前述の柱で示されたように令和3年度の改定では全サービス事業所においてBCPの策定義務が運営基準に含まれる動きとなっ

ています。今回のガイドラインは「新型コロナウイルス感染症」と「自然災害」の2つに分かれており、それぞれのポイント解説とひな形（Word等）が掲載されておりますので、各事業所において是非参考にされてはいかがでしょうか。



「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」
2020年12月14日（厚生労働省発出）

千葉県DWATの活動「災害福祉支援チーム（DWAT：Disaster Welfare Assistance Team）」

令和2年7月30日に千葉県、千葉県社会福祉協議会、当会を含む福祉関係13団体により「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定書」が締結されました。DWATは「生活を支える機能である福祉による支援は災害時にも重要」という考えのもと、災害時における一般避難所の混乱（二次被害の発生防止に向けた一般避難所の充実、避難所生活の中での二次被害による重度化、新たな課題の発生による状態悪化等）を防ぐことを目的に活動する福祉の専門職チームです。全国ではすでに半数近くの府県で組織化され、近年の度重なる大規模災害時において、被災地に派遣され重要な役割を担い活動しています。令和2年度のチーム員募集・登録・研修は既に終了しています。県からは、予定人数を大幅に上回る申込があったと聞いていますので、勤務している法人から参加された方もおられると思います。令和3年度以降も継続的にチーム員の登録・募集・研修が予定されているようです。DWATについて詳しくは千葉県庁HPでご確認ください。

おわりに

2021年ー。コロナ禍で迎えます。一日でも早く日常が戻ることを願うと共に、風水害等の自然災害が起こることがないように願います。皆様にとってもよい一年となりますことを心からお祈り申し上げます。



コロナ禍での業務 ～他法人との共同研修会開催～

在宅介護支援センターはなみずき
管理者 前島 敦子

今年度はコロナ禍で始まり、様々な業務が変更となっています。法定研修も中止や延期となり、地域の研修会も集合形式ではなくなっているため、他の事業所のやり方を確認したり話を聞く機会が少なくなっていると思います。

事業所加算の算定要件の中に「他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会を実施」という項目があります。私が所属する事業所は“事業所加算Ⅱ”を算定しており、今回は共同で事例検討会を開催した状況について、お伝えしたいと思います。

昨年度から一緒に研修会を行っている「八千代在宅介護センター」、そして今年度から「ファーストステージ居宅介護支援センター」(敬称略・2か所とも事業所加算算定中)と共同で12月4日に実施しました。

9月に開催に向けて打ち合わせを始めましたが、環境を整える期間も必要でした。11月に1回、お試してZOOMを使用して打ち合わせを行いました。2台使用しているパソコンのうち1台のパソコンが繋がらないというハプニングもありました。

ZOOMを活用しての研修会に参加はしていましたが、主催する側になることは初めてで不安も大きかったのですが、とても良いタイミングで12月1日に千葉県介護支援専門員協議会開催の『ZOOM活用の準備研修会』にも参加することができ、操作方法など詳しく学ぶことがで

《千葉県介護支援専門員協議会からのお知らせ》

介護支援専門員の法定研修について

当会では緊急事態宣言が開けた6月頃から各研修委員と研修再開に向け話し合いを重ね、現在は千葉県の指導の下、様々な感染症対策を講じつつ、プログラムをその都度修正しながらも国で定められているガイドラインに沿うよう実施しております。しかしながら、未だに実施できていない研修がありますこととお詫び申し上げます。加えて、現在は「集合型」で実施している研修も、今後コロナ禍の“フェーズ（段階）”が変わり、現状のスタイルでは実施できないと判断した場合は、やむを得ず研修を中断等することがありますことをご了承願います。

皆様もご存じのようにこの感染症に「完璧な対策」はありません。さらに当会（運営側）ができる対策はあくまで「研修中」という一部です。行き帰りも含め、参加される皆様のご協力が必須となります。受講者の皆様には、慣れない環境・研修スタイルによりご不便をおかけしている事と思いますが、コロナ禍においても専門職としての学びを続け、千葉県としての**新しい研修スタイル**を今後も皆様と一緒に作り上げていきたいと思ひます！どうぞよろしくお願いいたします。

千葉県から発出された「法定研修の臨時的な取扱いについて（通知）」

迫り来る有効期間満了日に対応するため、千葉県と協議を行なってもらいました。通知の発出後は、公表の場が県のHPのみであったため、当会としては、研修中断者には個別に郵送、さらには当会独自の「解説スライド」を作成し、地域の介護支援専門員協議会等にもご協力いただき様々な場で周知をしてまいりました。まだご存じのない方は当会HPでご確認ください。

今後の活動にむけて～オンライン化準備を一緒に進めましょう～

会員の皆様からも研修の早期“オンライン化”を望む声は届いております。同時にオンライン受講への不安の声もいただいております。当会では、サポート委員会を中心に11月から12月にかけて「Zoom活用に向けた準備研修会」を計7回開催しました。少人数であったためZoom機能の一つ一つ確認しながら進めることができ、参加者からは非常に好評をいただきました。次年度は「初級編」に加え「応用編」も計画しております。さらには、第94回研修会もオンラインで実施する予定です。当会としましては、今後は法定研修も含めた各事業において“**オンライン**”と“**オフライン**”を効果的に使い分け、何より会員・参加者にとって有益な活動ができるよう引き続き取り組んでいきます。

2021年も千葉県介護支援専門員協議会をどうぞよろしくお願いいたします。

きたので、当日は少し？かなり？不安は解消されたと思います。

当事業所には、外付けカメラが2台とマイクも2台しか用意できなかったため、2台のパソコンで4人が参加となると、聞き取れない・・・ということが研修開催2時間前に発覚したため、急遽壁に映したり、カ



ラオケ機を使用して音声を出す等バタバタもありました。

金銭的なこともあり無料サービスを利用したの開催とし、事例検討を40分、途中休憩を挟み、情報交換会として40分を行う予定でした。しかし、初対面の方も居たため自己紹介等も行くと時間が押し、事例検討を行って白熱している間に【ブチッ…】。急に切れてしまうものなんです…。

後半の部分をつなぎ直し、また40分で切れてしまう可能性もありドキドキした中、検討会のまとめから、そのまま休憩なしで情報交換会へ。業務で困っていることや、聞いてみたいこと「〇〇事業所は最後の砦!!」なんてことまで、他にはとても言えないような、ぶっちゃけトークなど

も話すことができ、楽しく終えることができました。

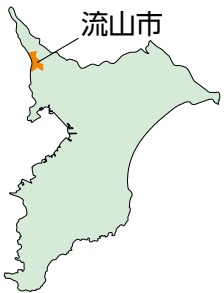
後半は40分で切れることはなかったのですが、事前に役割分担を決めて、自己紹介の内容や当日の流れ、事例検討会の質問内容、情報交換会の内容などもメール等でも共有していたため、スムーズに進行することはできたと思います。

顔を合わせての研修会の有難みを感じることは大きかったですが、様々な方法で対応していくことは、これからの時代は必要になると思いますので、とても良い経験になりました。

この内容が少しでもお役に立てることができたら幸いです。

流山市介護支援専門員連絡会

会長 篠塚 博道



(1) 流山市のご紹介

流山市は千葉県北西部、東葛地区に位置する緑豊かな人口約20万人の市です。江戸川沿いに南北7km、東西5km、利根運河を境に醤油で有名な野田市に隣接。流山はみりん発祥の地でもあります。市のキャッチフレーズは「都心から一番ちかい森のまち」「母になるなら流山」でキャッチフレーズの通り、秋葉原までつくばエクスプレス快速で20分、子育て支援や教育環境が整っていることもあり、若い世代の人口流入の多いことでも知られています。

若い世代の増加は「ダブルケア」などの新たな課題も生み出し、親の高齢化に伴い「8050問題」も増えています。また、つくばエクスプレス沿線と旧市街地とでは高齢者の比率も大きく違います。市内に5ヵ所設置された地域包括支援センターがケアマネジャーの大きな味方となっています。



(2) 連絡会の活動

平成11年にスタート。現在の会員は136名です。連絡会では年4回程度の研修会を行っており、今年度のテーマは「ケアマネジャーの存在意義を確立する」で、新人ケアマネジャーや一人ケアマネジャーの支えとなるケアマネの職域の明確化とその延長線にある、会員向けのルールブックの作成を目指しています。しかし、今年度は新型コロナの影響で、当初予定していた研修が行えず、研修方法の見直しを迫られました。東葛北部5市（我孫子・柏・流山・野田・松戸）で年一回行っている合同研修会も13回目となる今年は中止せざるを得ませんでした。



上・左下 研修会写真

(3) 研修会の新たな取り組み

集合研修の開催が難しい現在、新しい試みとして、研修会の動画を撮影し、編集後、連絡会のホームページで会員に配信し、会員が視聴するという研修方法を試行しました。方法は以下の通りです。①ホームページの会員掲示板を使って、研修会のテーマに沿って会員から意見をもらい、事前に講師に質問をお渡しする。②当日の参加者は連絡会の幹事のみとして、講師と参加者が意見交換をしながら研修会を行い、その様子を撮影する。③撮影した動画を編集し、期間を設けてHPにアップする。今年度予定している、もう一回の研修会もリモートで行う予定です。

(4) 連絡会のこれから

今年は総会から思うように活動ができず、苦勞の連続でしたが、命を守ることが最優先される今、どんな活動ができるかを模索していく必要があると痛感しています。

流山市は災害の少ない地域ですが、コロナ感染だけは避けてくれず、日を追うごとに増え続けています。日頃の業務に加え、感染対策、感染リスクが重くのしかかり、心が押しつぶされて離職に至る会員が出ないよう、会員を守るのも当連絡会の役割と考えています。医療機関、各事業所、地域の皆さんと連携を図りながら地域住民の福祉を守り、介護保険の担い手である介護支援専門員各自が、プライドと自信を持ち、更なるスキルアップを積み上げていけるようバックアップ体制を整えていく所存です。

研修委員会からのお知らせ

研修委員会では、第94回研修会の開催を企画しております。日時は2月20日（土）13時30分からです。日頃、私たちが「支援困難」と感じるケースには、様々かつ複雑な背景をもつものも少なくありません。そうしたケースへの支援を効果的に行うための地域の支援システムについて、またシステムの中で私たちが果たすべきことは何か、について考える内容となります。ZOOMをつかったオンラインで行う予定です。詳しくはホームページならびに本誌に同封されていますチラシをご覧ください。

また、3月27日（土）には介護報酬改定についての第95回研修会の開催を予定しております。こちらの詳細につきましては、決まり次第ご案内をさせていただきますので、宜しくお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員
法定研修の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応によって、研修日程が変更になり、本来の資格更新の時期を過ぎてしまう介護支援専門員については、当面、介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとしています。

詳細は、「介護支援専門員資格をお持ちの方へ」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/senmonin/kaigoshien/index.html>

のウェブページに通知文を掲載していますので、御参照ください。

臨時的取扱いについては、下記のとおりです。

資格を喪失しない取扱いの期間 有効期間満了日から2年間

対象者の有効期間満了日 令和2年2月25日～令和4年3月31日
延長される有効期間満了日 令和4年2月25日～令和6年3月31日

新型コロナウイルス感染症の影響等で研修が計画通り実施出来ない場合には取扱期間を延長する場合があります。

※令和2年2月25日～5月31日までに満了日を迎えた専門Ⅰ未受講者及び再研修対象者は除きます。

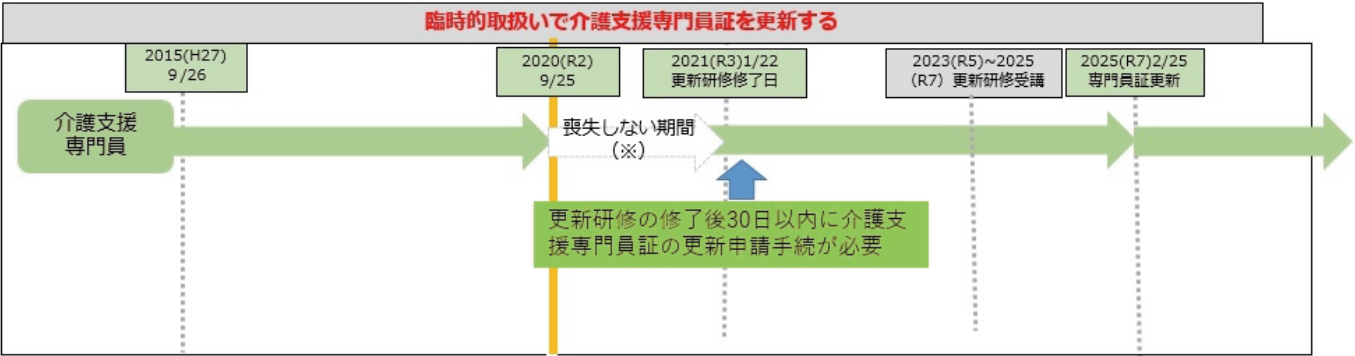
※主任介護支援専門員資格保持者の場合は、上記の取扱いは介護支援専門員及び主任介護支援専門員双方の有効期間満了日が対象になります。主任介護支援専門員更新については主任としての満了日が令和2年6月1日以降の方が対象です。

※研修修了後に臨時的取扱いとして更新手続きをする際は、研修修了後30日以内に、「介護支援専門員証有効期間更新交付申請添付書」を併せて提出してください。

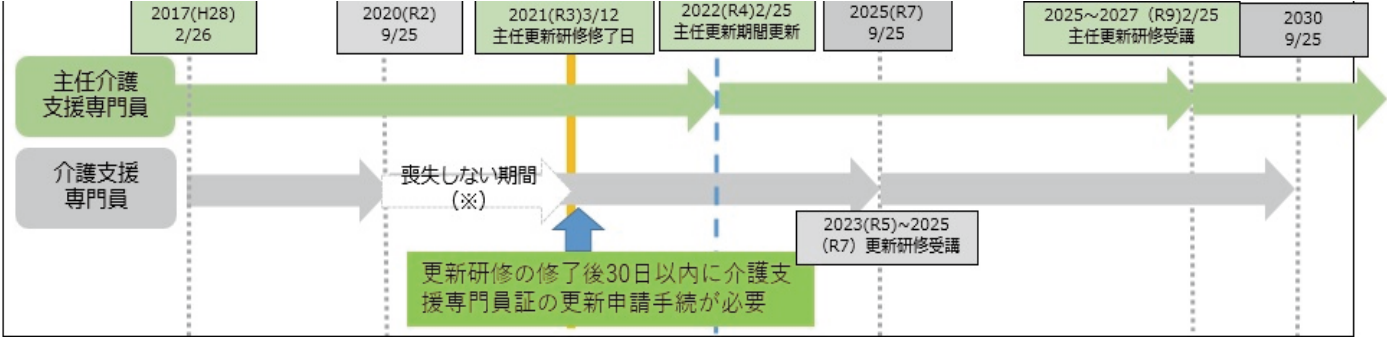
※臨時的取扱いにより介護支援専門員証を更新した方は、次回の更新研修までの期間が短くなりますので御注意ください。

介護保険に関するお問い合わせは
☎043-223-2387

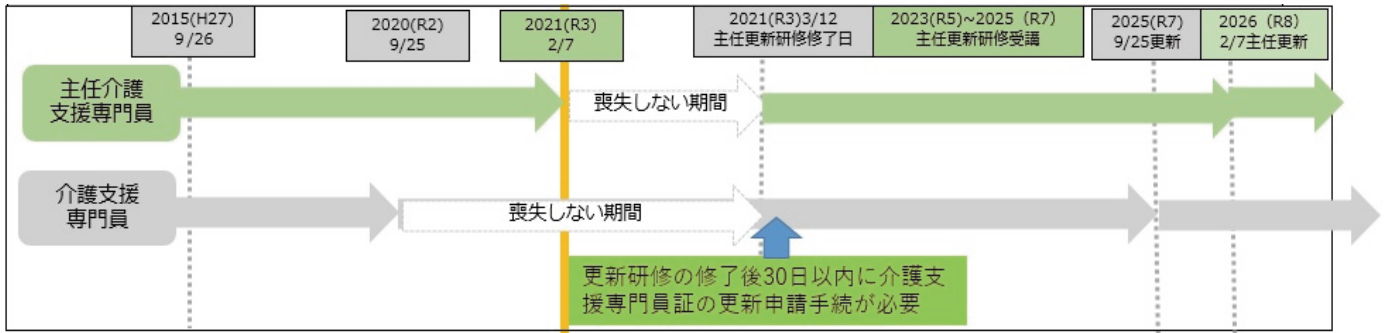
(例) 2020年9月25日に介護支援専門員証の有効期間が満了、2021(R2)年に更新研修を修了予定の方
1) 専門研修Ⅱ(更新研修)修了後に更新手続きをする方



2) - 1 主任更新研修修了後に介護支援専門員証の更新手続きをする方



2) - 2 主任更新研修修了後に介護支援専門員証の更新手続きをする方



法定研修再開について

昨年11月17日、法定研修としては約9か月ぶりに主任介護支援専門員研修がスタートしました。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策と、研修ガイドラインに沿った内容の両立を図るため研修方法等の検討を重ねながら実施しています。現在は主任介護支援専門員更新研修も始まりました。法定研修の開催については当会ホームページで毎月1日、15日(土日祝日の場合は翌平日)に最新情報を掲載していますのでご覧いただきますようお願いいたします。

編集後記

記事を書いている時期は日々「感染者数最多更新」というニュースが流れています。

今号では、コロナ禍での当協議会としての活動や、国や県の動向、事業所での対応などについて取り上げてみました。今までの「当たり前」がいかに有難いことであったか実感すると共に、正しく恐れながら、連携・活動していくことが大切だと思います。

これからは、会員の皆様からの投稿のコーナーを設けたりすることも検討していますので、より身近な、会員同士が連携を図れるような広報誌を作りたいと考えています。ご協力お願いします。

広報委員長 前島 敦子